

厚岸町規則第41号

厚岸町老人福祉施設入所等措置事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月15日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町老人福祉施設入所等措置事務取扱規則の一部を改正する規則

厚岸町老人福祉施設入所等措置事務取扱規則（平成5年厚岸町規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第11条」を「法第10条の4又は第11条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（措置の申出等）

第2条の2 法第11条第1項の規定による措置を必要とする者は、老人ホーム入所（養護委託）申出書（別記様式第7号の2）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申出書の提出を受けたときは、申出者の状況及び世帯の状況等の調査を行った上で措置の可否を決定し、措置決定・不決定通知書（別記様式第7号の3）により、当該申出者に対し通知しなければならない。

第3条の見出し中「老人ホームへの」を削り、同条中「法第11条」を「法第10条の4又は第11条」に改める。

第4条第1項中「施行規則第1条の5」を「施行規則第1条の7」に改める。

第6条第2項中「厚岸町長」を「町長」に改める。

第7条中「その他の者は、」の次に「法第10条の4第1項及び」を加える。

第8条第1項中「毎月」を「毎月分又は毎四半期分」に、「5日」を「10日」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

措置台帳

登録番号

施設種別(施設名)

措置年月日

氏名等

生年月日

住所

--

措置決定調書

ふりがな 氏名		男女	生年月日	年 月 日
居 所			電話番号	
住民登録地			世帯主	
本 籍			筆頭者	
1 身体及び日常生活動作の状況				
身体障害者手帳の有無	無・有 (種 級、障害名)			
(1) 身体状況				
ア 身長	c m		イ 体重	k g
ウ 視 力	(ア) 普通	(イ) 弱 視	(ウ) 全 盲	
エ 聴 力	(ア) 普通	(イ) やや難聴	(ウ) 難 聴	
オ 言 葉	(ア) 普通	(イ) 少し不自由	(ウ) 不自由	
カ 褥 瘡	(ア) 無	(イ) 有 (程度)		
(2) 日常生活動作の状況				
事 項	1 自分で可	2 一部介助	3 全介助	
ア 歩行	・杖等を使用し、時間がかかっても自分で歩ける	・付き添いがあれば、歩ける	・歩行不能 (寝たきり)	
イ 排泄	・自分で昼夜とも便所で出来る	・介助があれば簡易便器で出来る	・常時おむつを使用している	
ウ 食事	・スプーン等を使用すれば自分で食事が出来る	・一部介助すれば食事が出来る	・常時介助がなければ食事が出来ない	

エ 入浴	・自分で入浴でき洗える	・洗身や浴室内の移動時に介助を要する	・全て介助しなければならない
オ 着脱	・自分で着脱ができる	・手を貸せば、着脱できる	・全て介助しなければならない

2 健康の状況				
感染症等	有 () ・ 無			
医療機関受診	入院・通院・往診・無			
	現在病名等：			
3 精神の状況				
(1) 性格	ア 朗らか イ 親しみやすい ウ 几帳面 エ こり性 オ 自分のことを気にしやすい カ 人にとけ込めない キ 好き嫌いが多ク ク わがまま ケ 頑固 コ 短気 サ 無口 シ 融通がきかない ス 依存・依頼心が強い			
(2) 対人関係	ア 拒否的である イ 普通である ウ 協調的である			
(3) 精神の状態	ア 正常 イ 精神障害有 (ア) 認知症			
		重 度	中 度	軽 度
	ア 記憶障害	・自分の名前がわからない ・寸前のことも忘れる	・最近の出来事がわからない	・物忘れ、置き忘れが目立つ
	イ 失見当	・自分の部屋がわからない	・時々自分の部屋がどこにあるのかわからない	・異なった環境に置かれると一時的にどこにいるのかわからなくなる
	(イ) 心気症状 (ウ) 不安 (エ) 焦燥 (オ) 抑うつ状態 (カ) 興奮 (キ) 幻覚 (ク) 妄想 (ケ) せん妄 (コ) 睡眠障害			
(4) 問題行動				
事 項	重 度	中 度	軽 度	
ア 攻撃的行為	・他人に暴力をふるう	・乱暴な振る舞いを行う	・攻撃的な言動を吐く	

イ 自傷行為	・自殺を図る	・身体を傷付ける	・衣服を裂く、破く
ウ 火の扱い	・火を常にもてあそぶ	・火の不始末が時々ある	・火の不始末をすることがある
エ 徘徊	・屋外をあてもなく歩き回る	・屋中をあてもなく歩き回る	・時々部屋内をうろうろする
オ 不穏興奮	・いつも興奮している	・しばしば興奮し騒ぎ立てる	・時には興奮し騒ぎ立てる

4 家族の住居の状況					
(1) 同居者の状況	氏名	続柄	年齢	職業	備考 (健康状態等)
(2) 生計中心者及び世帯の経済的状況	氏名	続柄	課税状況		
			ア 生活保護法による被保護世帯 イ 市町村民税非課税世帯 ウ 市町村民税非課税世帯 (均等割・所得割) エ 所得税課税世帯		
(3) 住居の状況	区分	自家・借家・公住・アパート・その他 (同居人が転出し住居無し)			
	規模・構造	一戸建・長屋、木造・ブロック造・その他			
	家屋の状況	階建て (築 年程度)			
	居室の状況				
(4) 扶養義務者の状況	氏名	続柄	住所	電話番号	
5 収入・資産・負債の状況					
(1) 定期的な収入	名称	記号番号	給付額 (年額)	備考	

(2) 資産	名 称	規 模	評 価 額 (金額)

(3) 負債	名 称	金 額	借入年月日	備 考

6 保険・扶養等

(1) 保険の種類	1 健保 2 国保 3 その他 加入者 (本人・家族)		
(2) 扶養関係	税の扶養者としている者	無・有 (氏名	続柄)
	保険等の扶養者としている者	無・有 (氏名	続柄)
	給与等の手当の対象者としている者	無・有 (氏名	続柄)

7 生活歴

(1) 出生地
(2) 最終学歴
(3) 職歴
(4) 結婚歴
(5) 生活歴

8 身元引受人

氏名	続柄	住所	電話番号

9 入所判定

入所判定年月日	年 月 日
理由	

10 その他特記事項

別記様式第7号の次に次の2様式を加える。

別記様式第7号の2（第2条の2関係）

年 月 日

厚岸町長 様

住 所

申出者（通告者）

氏 名

老人福祉法第11条第1項に規定する措置を次のとおり申し出ます。

本人の状況	氏 名				男・女	年	月	日	
	住 所					電話番号			
	本籍地								
同居者・家族の状況	氏 名	続柄	年齢	住 所（電話番号）			備考		
希望する措置									
措置を希望する理由									

別記様式第7号の3（第2条の2関係）

年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日にあった老人福祉法による措置の申出について次のとおり決定したので通知します。

記

決定内容	決定・不決定
対象者氏名等	
理由 (不決定の場合)	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であって

も審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第8号中

種 類	養護老人ホーム 入 所	特別養護老人ホーム 入 所	養護受託者委託	そ の 他
措置内容				

を

種 類	
措置内容	

に改める。

別記様式第9号中

種 類	養護老人ホーム 入 所	特別養護老人ホーム 入 所	養 護 受 託 者 委 託
変 更 前			
変 更 後			

を

種 類	
変 更 前	
変 更 後	

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。